令和８年度養老渓谷温泉郷を核とした広域周遊観光促進調査業務に係る質問・回答

No.	質問	回答
1	本業務は年度内の履行を前提として公示されておりますが、年度を跨いでの履行も想定されておりますでしょうか。	企画提案仕様書２の「契約期間」の記載とおり、本業務は令和9年3月31日までに全ての業務が履行される必要があります。
2	複数の事業者による共同提案（共同企業体の結成、又は連名による提案）は可能でしょうか。 可能な場合、応募資格（千葉県物品等入札参加資格（委託）等）は構成員全員に必要か、代表者のみでよいか、また、様式第１号・第４号の記載方法（代表者と構成員の書き分け）について、ご教示いただきたいです。 共同提案ができない場合、協力事業者を再委託先として企画提案書の実施体制に役割も含め記載することは差し支えないでしょうか。（再委託は契約後に書面で承諾をいただく前提）	複数の事業者による共同提案等は不可です。募集要項に記載された応募資格を満たす者である必要があります。 再委託を前提として提案する場合、企画提案仕様書４（５）アの記載のとおり、再委託先の体制を含めて人員配置等を企画提案書に記載してください。
3	（様式第２号）企画提案に関する調書について、「Ａ４判とし、内容は２０ページ以内」とありますが、表紙及び目次はこの２０ページに含まれますか。	表紙及び目次はページ数に含みません。
4	仕様書4（1）③「交通周遊に関する既存交通事業者へのヒアリング」について、県として想定している件数や、必ず対象とすべき交通事業者があればご教示ください。	仕様書4（1）③「交通周遊に関する既存交通事業者へのヒアリング」について、件数及び対象とすべき交通事業者は特に定めておりません。本業務の目的、必要と考えられる範囲についてご検討の上、企画提案してください。
5	同時に募集されている「令和８年度養老渓谷温泉郷における域内モビリティ実証実験業務」について、本業務の検討（4（2）～（4））を進めるにあたり、同業務の実施状況や結果を県を通じて共有いただくことは想定されていますでしょうか。	「令和８年度養老渓谷温泉郷における域内モビリティ実証実験業務」の実施状況等については、本業務を実施する上で必要な範囲で受託事業者へ共有する可能性があります。
6	仕様書4（4）③「実施体制及び概算事業費の整理」の概算事業費は、交通事業者等からの見積の取得までを求めるものでしょうか。既存の資料や事例による概算でよいかご教示ください。	概算事業費の算出に当たり、交通事業者等からの見積取得を必須とはしていません。概算事業費の算出方法については、本業務の目的や事業成果を踏まえ、ご提案ください。